

新型コロナワクチン接種 最新情報

☎三鷹市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0570-026-567

60歳以上の方と18～59歳の基礎疾患などがある方の4回目接種

60歳以上の方へ

2月28日までに3回目接種を受けた方へ接種券を発送しました。予約の負担を軽減するため、市の集団接種会場で3回目の接種を受けた方は、市が最短の接種日時と会場、使用するワクチンの種類を指定しています(封筒内1枚目の通知に記載)。

- 通知に接種日時などの指定がある方：指定の内容で接種ができる方は、当日直接会場へお越しください(市への連絡不要)。指定内容は原則、3回目の接種情報を基に作成しています。接種日時などの変更や個別接種を希望する方は手続きをお願いします(下記参照)。
- 通知に接種日時などの指定がない方：4回目接種を希望する方は、集団・個別のいずれかの接種予約をお願いします。

※3回目と4回目の接種間隔は5カ月以上空ける必要があります。

18～59歳の基礎疾患などがある方へ

接種券の送付には申請が必要です。電子申請サービスまたは市コールセンター☎0570-026-567で受け付けています。接種券は、接種が可能となるおおむね2週間前をめどに順次発送します。



- ※接種に当たっては、事前にかかりつけ医にご相談ください。
- ※基礎疾患を証明する書類などは必要ありません。

12歳以上の方の3回目接種

集団接種を再開しました

ファイザー社、武田/モデルナ社ワクチンの2回目と3回目の接種間隔が、「6カ月」から「5カ月」に短縮されています。接種を希望する方は、集団・個別のいずれかの接種予約をお願いします。

- ※12～15歳の方は原則として保護者同伴でお越しください。なお、12～17歳の方にはファイザー社ワクチンを使用します。
- ※武田社(ノババックス)ワクチンは、市の集団接種では取り扱っていません。東京都の大規模接種会場などをご利用ください。

三鷹市へ転入した方へ

転入前に新型コロナワクチンを接種しており、次回の接種券の送付を希望する方は申請が必要です。詳しくは市ホームページ(下記二次元コード)をご確認ください。

国内で接種をした方⇒



海外で接種をした方⇒



集団接種

☎ 8月6日(土)までの火～日曜日午前9時～午後5時

☎ 元気創造プラザ

☎ 本人確認書類、接種済証、接種券が印字された予診票(必要事項を事前に記入)

☎ 使用するワクチン 武田/モデルナ社、ファイザー社(7月7日(木)から)

☎ 予約・接種日時などの変更・キャンセル

☎ 三鷹市ワクチン接種web予約サイト(右記二次元コード)

☎ 市コールセンター ☎0570-026-567(平日午前9時～午後5時)

☎ ※フリーダイヤルではありません。

☎ ※当日キャンセルする場合は、市の代表番号へご連絡ください。



個別接種

☎ 所 市内約70カ所の医療機関(詳しくは市ホームページ(下記二次元コード)をご確認ください)

☎ 物 本人確認書類、接種済証、接種券が印字された予診票(必要事項を事前に記入)

☎ 使用するワクチン 武田/モデルナ社、ファイザー社(医療機関により異なります)

☎ 予約方法 各医療機関で直接予約(市の予約サイトやコールセンターでは予約できません)



新型コロナウイルス感染症の影響による ①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料の減免

☎ ①保険課国保加入係 ☎0422-29-9216、②保険課高齢者医療係 ☎0422-29-9219、③介護保険課 ☎0422-29-9277

納付が困難な方を対象に、令和4年度分(納期限が4月1日～5年3月31日)の保険税・保険料の全額または一部を減免します。

対象となる方

- ☎ A 同感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯(③は65歳以上の方)⇒対象となる保険税(料)の全額を免除
- ☎ B 同感染症の影響で主たる生計維持者の事業収入等(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯(③

は65歳以上の方)⇒全額または一部を減免

- ☎ ・前年に比べて事業収入等のいずれかが3割以上減少する見込み(保険金、損害賠償などにより補てんされる金額や給付金がある場合は控除後の金額)
- ☎ ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下
- ☎ ・①②は前年の合計所得金額が1,000万円以下

- ☎ ④ 5年3月31日(金)(必着)までに必要書類を直接または郵送で①「〒181-8555保険課国保加入係」(市役所1階9番窓口)、②「〒181-8555保険課高齢者医療係」(市役所1階10番窓口)、③「〒181-8555介護保険課」(市役所1階11番窓口)へ
- ☎ ※①は3年度分の申請受け付けを5年3月31日に延長しました。

8月31日(水)まで申請期限を延長

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方へ

☎ 生活資金特例貸付＝三鷹市社会福祉協議会 ☎0422-46-1108、生活困窮者自立支援金＝同協議会支援金担当 ☎080-9501-6207(いずれも平日午前9時～午後4時)

生活資金特例貸付

同感染症の影響を受け、収入が減少または失業した方がいる世帯への生活費の貸付制度です。

- ☎ ①緊急小口資金 ☎ 上限20万円 ※無利子。返済期間は2年以内。
- ☎ ②総合支援資金 ☎ 月20万円以内(単身世帯は月15万円以内)×原則3カ月 ※無利子。返済期間は10年以内。

生活困窮者自立支援金

上記の生活資金特例貸付が終了した世帯などを対象に、就労による自立を図るための支援金です。支給要件など、詳しくはお問い合わせください。

☎ 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円×3カ月

物価高騰に直面している施設を支援します 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用

◆保育施設の支援 ☎ 子ども育成課 ☎0422-29-9673

利用者・事業者の負担を軽減するため、市内の認定こども園や幼稚園、保育園などへ食材費、光熱費および自動車燃料費の高騰分を給付します。

◆市立小・中学校への学校給食の支援 ☎ 学務課 ☎0422-29-9815

栄養バランスや量を保った給食維持のため、学校へ食材費の高騰分を補助します。

◆介護・障がい福祉サービス等事業所の支援

☎ 障がい者支援課 ☎0422-29-9232、介護保険課 ☎0422-29-9274

市内事業所の経営悪化を防ぐとともに、利用者が事業所に支払う食材費などの価格上昇を抑え、安心してサービスを受けられる環境を維持するため、独自の給付金を給付します。

- ☎ 給付内容
- ☎ ●入所系サービス事業所 自動車燃料費相当：3万円、食材費・光熱費高騰への支援：42,750円×入所者数
 - ☎ ●通所系サービス事業所 自動車燃料費相当6万円(送迎サービス未提供の場合は3万円)、食材費・光熱費高騰への支援：16,875円(食事未提供の場合は11,250円)×通所者数
 - ☎ ●訪問系サービス事業所 一律8万円

☎ 事前に市ホームページ(右記二次元コード)を確認のうえ、7月29日(金)までに障がい者支援課または介護保険課へ

